

広島市におけるメディア芸術の振興等に関する協定書

広島市（以下「甲」という。）と比治山大学・比治山大学短期大学部（以下「乙」という。）は、アニメーションを始めとしたメディア芸術の普及や振興、人材育成に寄与するため、次のとおり協定を締結する。

（メディア芸術とは、文化芸術推進基本法第9条にあるアニメーション、マンガ、映画、コンピュータ等を利用した芸術をいう。）

（目的）

第1条 この協定は、甲と乙が包括的な連携のもと、それぞれが持つ人材、知識、情報などの資源を活用して互いに協力することにより、広島におけるメディア芸術の振興等に寄与することを目的とする。

（連携・協力事項）

第2条 甲と乙は、前条の目的を実現するために、次に掲げる事項において互いに連携・協力する。

- (1) メディア芸術の普及と振興に関すること。
- (2) メディア芸術に関する人材育成に関すること。
- (3) メディア芸術を活用した地域活性化や賑わい創出に関すること。
- (4) その他この協定の目的を達成するために必要と認められること。

（協定期間）

第3条 この協定期間は、協定締結の日から平成26年3月31日までとする。ただし、この協定の有効期間満了日の1か月前までに、甲・乙のいずれからも解除又は変更の申し入れがないときは、さらに1年間更新するものとし、その後も同様とする。

（協議）

第4条 本協定に定めがない事項及び本協定に定める事項について疑義が生じたときは、甲と乙が協議のうえ決定するものとする。

（連携調整）

第5条 この協定を円滑に進めるために、甲は市民局文化スポーツ部文化振興課を、乙は短期大学部美術科を窓口にして連絡調整を行う。

本協定の締結を証するため、本協定書を2通作成し、甲、乙それぞれ記名捺印の上、それぞれ1通を保管するものとする。

平成25年 11月15日

甲 広島市

広島市長 松 井 一 實

乙 比治山大学・比治山大学短期大学部

学長 二 宮 皓